

愛知自治体キャラバン実行委員会の要請書への

## 愛知県の文書回答 (2009年)

◇懇談日時 2009年11月12日(木)午後2時～4時

◇懇談場所 愛知県庁・東大手庁舎8階「精神保健センター研修室」  
(名古屋市役所・東庁舎の東側)

別 紙 (様式1)

要請番号	【1】①	所管課名	健康福祉総務課
<要請内容>			
【1】自治体の基本的あり方について			
① 憲法25条、地方自治法第1条を踏まえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。			
<回答要旨>			
本県におきましては、「人口減少・超高齢社会を支えあう自立と安心の社会システムづくり」を基本課題としまして、県民の皆様一人ひとりが健康で自立し、安心して生活できる社会づくりに取り組んでおります。 こうした、事業の実施にあたりましては、憲法を始め各法令の規定を遵守し、適切に進めているところであります。			

別 紙（様式1）

要請番号	【1】②	所管課名	健康福祉総務課
<要請内容>			
② 各種の臨時交付金などは時限措置ではなく、恒久的な制度となるよう 国に要望してください。また、国からの交付がなくなっても、自治体単 独で施策を継続できるよう援助してください。			
<回答要旨>			
国の臨時特例交付金を財源として実施する事業のうち、事業期間終了後も継 続する必要がある事業については、引き続き財源措置されるよう国へ要望して いきたい。			

別 紙（様式1）

要請番号	【1】③	所管課名	総務部税務課
<要請内容>			
③ 税滞納世帯への行政サービス制限条例は導入しないでください。			
<回答要旨>			
税の滞納者に対して、行政サービスを制限する条例の導入は、検討していない。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1(1) ①	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
【2】以下の事項を実現し、福祉施策を充実してください。			
1. 安心できる介護保障について			
(1) 介護保険について			
① 低所得者に対する保険料の減免制度を実施してください。とくに、 住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつ よめてください。			
<回答要旨>			
低所得者に対する介護保険料の軽減措置につきましては、制度の趣旨に沿つ て各保険者の判断により実施することができるとしています。			
ただし、介護保険が介護を国民皆で支え合う制度である点や公平性という観 点から、保険料の全額免除や、資産等を考慮せず収入のみに着目した一律減免、 一般財源による保険料減免分の補填は適当ではないという国の方針が示され ています。			
こうした中、県内でも多くの保険者において低所得者の方への個別の減免が 行われています。			
なお、県としても、低所得者対策は全国的な問題であることから、低所 得者対策の拡充について国に対して要望しているところです。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1(1) ②	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施してください。			
<回答要旨>			
<p>低所得者に対する利用料の軽減につきましては、食費や居住費（滞在費）の負担上限額と基準費用額の差額を補足する「特定入所者介護サービス費（補足給付）」、1か月の利用者負担上限額を超える額を償還払いする「高額介護サービス費」の支給、1年間の世帯における介護及び医療の利用者負担上限額を超える額を償還払いする「高額医療合算介護サービス費」の支給、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度などが実施されています。</p> <p>なお、県としましても、低所得の方でも必要なサービスが利用できるよう、利用者負担に関する低所得者対策の拡充について国に対して要望しているところです。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1(1) ③	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
③ 新基準による要介護認定について			
ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないように必要な措置を講じてください。			
イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。			
ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修・説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。			
<回答要旨>			
従来の要介護認定の方法については、①認定調査項目の定義の解釈等にばらつきがあるのではないか、②介護技術の進歩を取り入れ最新の技術に基づいた介護の手間がきちんと反映されていないのではないかとの指摘により、4月に見直しが行われましたが、この見直しによって要介護度が低く認定されではないかという国民の不安の声により、ばらつきをなくすとともに従来の基準との整合性を図り10月1日に改正が行われたところです。			
また、家族の方などへは、申請時に説明書の配布を行い周知を図っております。			
なお、10月からの新基準については、関係者には新たなテキストやDVDの配布、研修の実施などにより周知を行っているところであり、申請者の心身の状況にあった、より適切な要介護認定が行われるよう市町村などの関係者の指導を行ってまいりたいと考えております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1(1)④	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤整備が円滑にすすみ、低所得者や医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。			
<回答要旨>			
県では、平成21年3月に「第4期愛知県高齢者保健福祉計画」を策定し、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護など施設・在宅サービスの基盤整備を着実に推進していくこととしております。  また、平成21年度には、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を造成し、これにより、平成21年度から平成23年度の3年間に、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどを緊急に整備することとしております。  低所得者の方には、利用者の1割負担の軽減措置や特別養護老人ホームなどに入所している方には、居住費及び食費の軽減を行っているところです。			

別 紙

要請番号	【2】1(1)⑤	所管課名	高齢福祉課、地域福祉課
<要請内容>			
⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。			
<回答要旨>			
<p>平成21年4月に介護報酬が改定（3%アップ）されましたが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護職員の処遇改善を更に進めるために、「経済危機対策」として本年度の補正予算により、介護職員1人当たり月額1万5千円相当分の賃金引き上げを趣旨とした「介護職員処遇改善交付金」が創設されました。</p> <p>平成22年度以降は、介護職員についてポストや仕事に就くためにはどのような能力、資格、経験が必要なのかを定めて、それに応じた給与水準を定めたキャリア・パスに関する要件を加えることとなります。</p> <p>この交付金制度は、介護人材の確保のために大変有効な制度であると考えておりますので、できるだけ多くの事業所に利用してもらえるよう事業者講習会の開催や全法人に対して郵送による案内をするなど、積極的にPRを行っております。</p> <p>また、介護労働者を確保するための研修については、潜在的有資格者の再就業を支援する研修や小規模事業所がグループをつくり共同して研修会を行う事業を国が造成しました基金を活用して補助しています。</p> <p>さらに、愛知県社会福祉協議会では、社会福祉関係職員研修等を実施しております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1 (2) ①	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
(2) 高齢者福祉施策の充実について  ① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。			
<回答要旨>			
配食サービスは、市町村が実施しております地域支援事業において、栄養改善が必要な高齢者に対して、見守りを兼ねた配食サービスの支援が実施できることになっております。  また、市町村では、単独事業として、地域の実情に応じ様々な方法により配食サービスの事業を実施しております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1 (2) ②	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施して下さい。			
ア 宅老所、街角サロンなど高齢者の集まり場への援助など多面的な施策の拡充			
イ 外出支援のための区内巡回バスの充実			
<回答要旨>			
高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう支援するため、市町村では、地域支援事業において、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業であれば、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業を実施することができるようになっております。			
また、市町村では、単独事業としても、地域の実情に応じ様々な方法により高齢者の自立した日常生活の支援のための事業を実施しております。			

## 別 紙

要請番号	【2】1(3)①	所管課名	高齢福祉課																	
<要請内容>																				
(3) 介護サービス情報公表制度について																				
① 介護サービス情報の調査手数料と公表手数料の事業主負担をなくしてください。																				
<回答要旨>																				
介護サービス情報公表制度は、事業者の方々が利用者の選択に資する情報を公表し、より適切な事業者が選ばれることを支援するために、平成18年度から実施されておりまして、その費用を「調査事務手数料」及び「公表手数料」として愛知県手数料条例で規定し、事業者の方から負担して頂いているものであります。																				
しかしながら、事業者の方の過重な負担にならないように、「調査事務手数料」につきましては、国が調査員体制を2名以上から1名以上に制度を変更したことにより、県も手数料の見直しを行い、昨年度の平均31,500円から今年度は、平均21,600円(△9,900円)に引き下げを行っております。																				
<p style="text-align: center;">参考</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2"></th><th>改定前</th><th>改定後</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">介護サービス 情 報 調 査 手 数 料</td><td>居宅系 A (訪問系)</td><td>30,500 円</td><td>21,300 円</td></tr><tr><td>居宅系 B (福祉用具貸与、 居宅介護支援)</td><td>29,700 円</td><td>20,800 円</td></tr><tr><td>通所特定系</td><td>31,900 円</td><td>21,900 円</td></tr><tr><td>施設入所系</td><td>33,900 円</td><td>22,400 円</td></tr></tbody></table>						改定前	改定後	介護サービス 情 報 調 査 手 数 料	居宅系 A (訪問系)	30,500 円	21,300 円	居宅系 B (福祉用具貸与、 居宅介護支援)	29,700 円	20,800 円	通所特定系	31,900 円	21,900 円	施設入所系	33,900 円	22,400 円
		改定前	改定後																	
介護サービス 情 報 調 査 手 数 料	居宅系 A (訪問系)	30,500 円	21,300 円																	
	居宅系 B (福祉用具貸与、 居宅介護支援)	29,700 円	20,800 円																	
	通所特定系	31,900 円	21,900 円																	
	施設入所系	33,900 円	22,400 円																	
	<p>※介護サービス手数料(8,200円)は前年度と同額。 ○調査事務手数料の徴収 介護保険法第115条の36第3項 ○公表手数料の徴収 介護保険法第115条の42第3項</p>																			

別 紙

要請番号	【2】1(3)②	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
② 介護サービス情報公表制度にかかる収支状況を開示してください。			
<回答要旨>			
介護サービス情報公表制度にかかる調査機関・公表センターの収支状況につきましては、高齢福祉課のホームページにて公表しております。			
「介護サービス情報の公表」制度の概要→「介護サービス情報の公表」事業の運営状況等			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1(4)①②	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
(4) 障がい者控除の認定について			
① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。			
② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。			
<回答要旨>			
老齢者につきましては、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、それの方に準ずるとして市町村長の認定を受けている方が障害者控除の対象とされているところです。			
障害者又は特別障害者であることの認定につきましては、国の通知により市町村の事務とされており、市町村では国が示した認定の基準や障害者控除の取扱いに関する参考事項に沿って認定方法を定め、手続きが円滑に行われるよう広報紙、窓口での案内・チラシの設置、要介護認定者への案内などにより周知を図っています。			
「要介護認定」と「障害認定」は判断基準が異なるため、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害等の何級に相当するかを判断することは困難であると考えておりますが、各市町村が介護保険制度の趣旨に沿って、適切な方法で認定を行うよう周知徹底を図っているところです。			
また、障害者控除等の認定基準につきまして、対象者の認定が公平、公正かつ適切に行われるよう具体的、統一的な基準を示すよう国に要望しております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】2①	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
2 高齢者医療などの充実について			
① 後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、後期高齢者福祉医療給付制度の対象を拡大して下さい。			
<回答要旨>			
県におきましては、少子・高齢化の急速な進展など社会環境の大きな変化に対応するとともに、将来にわたって福祉医療制度を安定的に維持・運営していくために、平成20年度に福祉医療全体について見直しを行い、現在の助成対象となっております。			
なお、後期高齢者医療制度については廃止の動きがあり、新たな医療制度の仕組みや被保険者の負担などについて検討が進められていくこととなりますので、その動向も注視していく必要があると考えております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】2②	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
② 70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。			
<回答要旨>			
後期高齢者医療制度の廃止の動きがあり、新たな医療制度の仕組みや被保険者の負担などについて検討が進められていくこととなりますので、その動向を注視していく必要があると考えております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】2③	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
③ 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。			
<回答要旨>			
資格証明書は、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行う措置であると考えております。			
資格証明書の交付は広域連合が行うものですが、実施に際しましては、一律に機械的な交付をするということではなく、広域連合と市町村が十分連携をとりながら、低所得者への配慮や被保険者との十分な納付相談を行った上で行うと聞いております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】2④	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
④ 後期高齢者医療制度に加入しない 65～74 歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。			
<回答要旨>			
<p>本県の障害者医療は、所得制限や一部自己負担金導入することなく、対象も他県が実施しております自閉症と診断された方を含むなど、限られた財源で幅広く助成を実施しており、全国トップの手厚い制度となっております。</p> <p>この水準をこれからも維持し、障害者の方々の医療に寄与するため、今後も国の制度ができるだけ活用するという趣旨で、事業実施主体である市町村とも協議し、65 歳から 74 歳の障害者の方については長寿医療制度に入加入されている方を医療費助成の対象とするという、現在の制度のかたちとなったものでございます。</p> <p>なお、後期高齢者医療制度の廃止の動きがあり、新たな医療制度の仕組みや被保険者の負担などについて検討が進められていくこととなりますので、その動向を注視していく必要があると考えております。</p>			

別 紙

要請番号	【2】 2⑤	所管課名	健康対策課
<要請内容>			
⑤ 肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。			
<回答要旨>			
65歳以上の高齢者をはじめ、心臓・呼吸器の慢性疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病などの基礎疾患のある方は、肺炎球菌感染症により、肺炎や髄膜炎などの重篤疾患に罹患する危険が高いことは承知しております。			
平成21年8月現在の公費助成状況は、全国で121市町村が実施しており、都道府県が公費助成をしている事例はありません。県内においても平成21年度4市町が当該ワクチンの公費助成を実施しています。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】3①	所管課名	児童家庭課
<要請内容>			
3 子育て支援について			
① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。			
<回答要旨>			
子ども医療費助成制度については、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、昨年4月から通院については小学校就学前まで、入院については中学校卒業までと、無料化の範囲を全国トップの水準となる大幅な拡大を行ったところです。			
また、給付方法については、市町村により現物給付（窓口無料）の対象年齢が異なっておりますが、市町村ごとに努力いただいているところです。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】3②	所管課名	児童家庭課
<要請内容>			
<p>② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>妊産婦の健診に関する財源は、平成10年度から市町村への地方交付税措置として一般財源化され、各市町村の実情に応じた取組みがなされているところです。</p> <p>また、平成21年1月からは、従来、妊婦健康診査5回分であった財源措置が地方交付税及び国交付金によって14回までの拡大が図られています。</p> <p>なお、超音波検査などの健診内容については、各市町村の実情に応じて決められておりますが、県としましては、国が示している内容にて実施されるよう周知徹底を図っています。</p>			

別 紙

要請番号	【2】3③	所管課名	健康対策課
<要請内容>			
③ ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。			
<回答要旨>			
<p>ヒブ感染症等により起こる細菌性髄膜炎は、死に至る重篤例や後遺症の報告例があり、子どもにとって重篤な感染症であることは承知しております。</p> <p>また、昨年12月に発売されたヒブワクチンは、現在、予防接種法に基づく定期予防接種の対象ワクチンではなく、任意の予防接種として実施されています。</p> <p>被接種者に対する接種費用の負担軽減及び予防接種が原因で起こりうる健康被害に対する被害救済の面からも、ヒブワクチンは公費負担で接種が受けられる予防接種法における定期の予防接種に位置づけられるべきものであると考えており、全国衛生部長会等の機会を捉え、国に要望をしているところです。</p> <p>今後も、早期に予防接種法に位置づけられるよう、引き続き国に対して要望してまいります。</p>			

別 紙

要請番号	【2】3 ④	所管課名	教育委員会 財務施設課
<要請内容>			
④ 就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村も窓口でも受け付けてください。			
<回答要旨>			
<p>就学困難な児童及び生徒に係る就学援助は、市町村が実施主体であるので、各市町村に要望願います。</p> <p>「就学援助」には、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」による国の補助金を受けて、国の基準により実施する生活保護法に規定する「要保護児童生徒」に対するものと、市町村が独自の基準を設けて実施する「準要保護児童生徒」に対するものがあります。</p> <p>なお、「準要保護児童生徒」に対する就学援助については、平成17年度から、地方分権改革の一環として、財源を地方交付税化することにより、各市町村独自事務に移管されたところです。</p> <p>県においては、市町村と国の中継として、市町村からの補助金申請の取りまとめ、及び、国からの交付決定通知事務のみを行っております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4①	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
4 国保の改善について ① 国民健康保険への県の助成金を増額してください。			
<回答要旨>			
市町村が実施する国民健康保険事業の安定的な運営を確保するため、県としましても各種の助成金を市町村に対して交付しており、その交付額は、毎年増加しているところであります。 ①「国民健康保険基盤安定制度負担金」 ②「国民健康保険高額医療費共同事業負担金」 ③「国民健康保険事業費補助金」 ④「国民健康保険財政調整交付金」 ⑤「特定健康診査等事業費負担金」 なお、国に対しては、全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等を通じて、機会あるごとに、市町村財政負担に対する財源措置が確実に行われるよう要望をしております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4②	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
② 保険料(税)について			
ア これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。			
イ 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。			
ウ 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。			
エ 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。			
<回答要旨>			
保険料(税)の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって保険料の納付が著しく困難になった方、また、これに準ずると認められた方で、市町村長が必要と認めるものに対して行うこととなっております。			
保険料(税)の減免等に関する条例の制定は、あくまでも市町村保険者の判断により行うべきものですが、県といたしましても、国民健康保険制度の目的を踏まえ、失業や事業の休廃止等により収入が激減し、保険料(税)の納付が困難になっていると認められる方に対する保険料(税)の減免、徴収猶予についてできるだけ配慮をしていただくよう市町村国保主管課長会議等において指導をしているところであります。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4③ア	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
③ 保険料（税）滞納者への対応について ア 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。			
<回答要旨>			
<p>被保険者資格証明書については、平成12年度の法改正で法的整備がなされ、国民健康保険法第9条第3項において、「保険料の滞納につき、災害その他政令で定める特別な事情がある場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。」とされました。被保険者資格証明書は、同法第9条第6項に基づき、被保険者証の返還に伴い交付するものであります。</p> <p>被保険者資格証明書等の交付に当たっては、市町村に対し、滞納について、特別な事情があると認められるかを適切に判断するとともに、被保険者と面談する機会を確保し、保険料（税）の納付相談に努めるよう指導をしております。また、今年度から、義務教育終了前の子どもについては、資格証明書を交付せず、有効期間が6ヶ月の保険証を交付することとする見直しがなされたところですが、義務教育終了前の子どもの保険証については、必要に応じて家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに保険証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めるよう指導をしております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4③イウ	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
③ 保険料（税）滞納者への対応について イ 保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。 ウ 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。			
<回答要旨>			
イ 被保険者資格証明書等の交付に当たっては、市町村に対し、滞納について、特別な事情があると認められるかを適切に判断するとともに、被保険者と面談する機会を確保し、保険料（税）の納付相談に努めるなど、機械的な運用を行うことのないよう指導をしております。			
ウ 保険料（税）を払いきれない加入者につきましては、市町村においてきめ細かな納付相談等を通じて、その生活実態の把握に十分努めながら、減免や分割納付及び納付の猶予などを行うよう指導しております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4④	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
<p>④ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>一部負担金の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって生活が著しく困難になった者、また、これに準ずると認められた者うち、個々の状況を確認したうえで、市町村長が必要と認めるものに対して行うこととなっております。</p> <p>減免に関する条例の制定は、あくまでも市町村の判断により行うべきものでありますが、現下の経済状況を踏まえ失業や事業の休廃止等により収入が激減し、生活が著しく困難になっていると認められる方に対する減免や徴収猶予については、できるだけ配慮をしていただくよう市町村国保主管課長会議等において指導をしているところであります。</p> <p>また、減免制度の周知に対しましても、市町村の実地指導等で住民に対し積極的に実施していただくようお願いをしております。</p>			

別 紙

要請番号	【2】5①	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
5 障がい者施策の充実について			
① 障がい者福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を軽減する助成制度を設けてください。			
<回答要旨>			
障害福祉サービスの利用者負担につきましては、通所施設・在宅サービス利用者の負担上限月額の軽減を図る国の特別支援対策や緊急措置について、平成21年4月以降も継続するとともに、平成21年7月からは、施設入所及びグループホーム・ケアホーム利用者の個別減免の対象者としての条件となっていました資産要件が廃止されたことにより、さらなる負担減免が図られたところであります。			
また、新政権におきまして障害者自立支援法における利用者負担の見直しを行うこととされていますので、今後の国の動きに注視してまいりたいと考えております。			

別 紙

要請番号	【2】5②	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
② 市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）への助成制度を設けてください。			
<回答要旨>			
<p>地域生活支援事業については、県が行う事業と市町村が行う事業の役割の中で実施している。こうした中で、国は、障害者自立支援法94条第2項に基づき、市町村の行う地域生活支援事業に対して、事業費の2分の1を補助することになっております。</p> <p>しかしながら、国から市町村への交付額は市町村の前年の実績等を基に算出しているため、対象経費満額の補助となっていない状況にあります。県としても、同事業に対しまして十分に財源確保されるよう、国に対し要望しているところであります。</p> <p>また、県が実施する事業について、制度に基づいて国交付額の2分の1の補助をおこなっております。</p>			

別 紙

要請番号	【2】5③	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
③ 親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を行ってください。			
<回答要旨>			
グループホーム・ケアホームの整備については、新築及び改修に対する助成、住居を借り上げる際に発生する初度の敷金及び礼金に対する助成、また、開設準備費として初度備品等に対する助成を行うなど、自己所有、賃貸のどちらのケースの整備にも対応した支援策を国と県において講じています。  また、市町村と共同して共同生活介護・共同生活援助事業費補助金を19年度から創設し、運営費に対する補助を実施しています。			

別 紙

要請番号	【2】5④	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
④ 障害者助成制度の対象に軽度の知的障害者を加えるとともに、精神保健福祉手帳保持者の一般疾病を加えてください。			
<回答要旨>			
<p>本県においては、障害のある方々への福祉医療制度については、命に直結する大切な事業であると理解し、県財政の厳しい中ではありますが全国トップレベルの水準に努めてきたところであります。</p> <p>まず、知的障害の範囲については、IQ 50 以下の中程度まで対象としており、全国的にも高い水準であると認識しております。したがいまして、対象範囲を拡大することは考えておりません。</p> <p>次に、精神障害者においては、精神疾患に関して適切な治療を継続して受けことで病状が安定することなどから、他の障害者と比べて医療の重要性が極めて大きいと言えます。このため、まず精神障害者にとって欠くことのできない精神科医療に対する助成の優先度が高いと考えています。</p> <p>県としては、精神障害者への医療費助成制度を創設するに当たり、財政状況が厳しい中で、全市町村が円滑に実施できるように協議し、県内全市町村において合意が得られた内容として優先度の高い精神科医療のみを対象として、平成20年度から医療費助成を実施することにしたものです。</p> <p>県財政が極めて厳しい状況の中で、当面これ以上の助成制度の拡充は困難な状況にあり、医療費助成制度を一般疾病に拡大することは今後の課題であると考えております。</p>			

別 紙

要請番号	【2】6①②	所管課名	健康対策課
<要請内容>			
6 健診事業について			
① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診とともに実施してください。			
② 40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。			
<回答要旨>			
① 特定健診は医療保険者が、がん検診については市町村が実施主体として、それぞれの事業を踏まえて行っているものであります。 検診の実施については、住民の利便を図り、健診を受けやすくするよう、実施主体に対してお願いをしているところです。			
② 40歳未満の住民を対象とした健康診査については、学生であれば「学校保健安全法」のもと、働いている人は「労働安全衛生法」のもと無料で健診を実施しています。また、無職の方であれば、市町村が実施主体となり、健康増進事業の一環として健康診査を実施しているところもあります。			

別 紙

要請番号	【2】6③	所管課名	健康対策課
<要請内容>			
③ 歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。			
<回答要旨>			
歯周疾患検診は、健康増進法に基づき市町村が実施主体となり、それぞれの事情を踏まえ行っているものであります。			
現在、県下全61市町村において、検診対象年齢である40歳、50歳、60歳及び70歳の方が年1回受診できる体制を整備しており、44市町村では無料になっております。			
また、45市町村では他の年齢にも対象を拡大して実施しており、住民の利便性を考慮して、検診を受けやすくするよう実施主体が努力しております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】7 ①②③	所管課名	地域福祉課
<要請内容>			
7 生活保護について			
<p>① 憲法第25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない 或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人 には早急に支給してください。</p> <p>② 愛知県通知（2008年12月11日）に基づき、稼動能力や居住地のな いことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。</p> <p>③ そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。</p>			
<回 答>			
<p>① 生活保護の申請については、申請権を侵害することのないよう、各福祉事 務所に対し、指導監査等において指導しているところであります。</p> <p>また、生活保護の実施にあたりましては、厚生労働省が示した「保護の実 施要領」に基づき、各福祉事務所が適切かつ迅速に対応するよう努めている ところであります。</p>			
<p>② 昨年12月に通知後、機会を捉えて、生活保護の申請の意思を示された方 に対しては申請権を侵害することなく適切な対応を行うよう、福祉事務所を 指導しております。</p> <p>また、不適切な対応があった事例については、個別に当該福祉事務所を指 導しております。</p>			
<p>③ 専門職を含む正規職員の配置については、昨今の生活保護世帯の急増に伴 い、基準を満たさない人員配置となっている福祉事務所がある状況となっ ており、年度途中の人員配置については対応が困難な面もありますが、生活保 護を適正に行うための職員配置について一層努めるよう、要請しているとこ ろです。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 ①	所管課名	健康福祉総務課
<要請内容>			
【3】国及び広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。			
1. 国に対する意見書・要望書			
① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。			
また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。			
<回答要旨>			
年金制度は国の直轄事務でありますので、国政の場での議論を見守ってまいります。			
なお、年金記録不備問題に関しては、県民に大きな不安を与えておりから、平成19年8月全国知事会から国に対し、「早急に住民の不安を解消し、年金制度に対する信頼を回復するため、適切な対応がなされるよう」要請しております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 ②	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
② 後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。			
<回答要旨>			
後期高齢者医療制度については、民主・社民・国民3党の「連立政権樹立に当たっての政策合意」の中に制度の廃止が謳われております。			
また、国民健康保険への国庫負担については、市町村が実施する国民健康保険事業の安定的な運営を確保するため、全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等を通じて、機会あるごとに、十分な財政措置を講じるよう国に対して要望をしております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 ③	所管課名	高齢福祉課、地域福祉課
<要請内容>			
③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。			
<回答要旨>			
<p>介護給付費における国の負担分25%(施設給付費については20%)のうち、定率部分は20%(施設給付費については15%)で、残りの5%は調整交付金とされていることから、県としましては、これまで全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会等を通じて「調整交付金については、国庫負担分とは別枠で措置すること」を要望しており、今後も引き続き要望してまいります。</p> <p>要介護認定の基準については、従来の要介護認定の方法は①認定調査項目の定義の解釈等にばらつきがあるのではないか、②介護技術の進歩を取り入れ最新の技術に基づいた介護の手間がきちんと反映されていないのではないかとの指摘により、4月に見直しが行われましたが、この見直しによって要介護度が低く認定されるのではないかという国民の不安の声により、ばらつきをなくすとともに従来の基準との整合性を図り10月1日に改正が行われたところです。</p> <p>介護労働者の処遇につきましては、国の介護職員処遇改善等臨時特例基金などを活用して改善を図っているところです。なお、この基金事業につきましては、平成23年度が最終となっていますので、今後の国の動きを注視してまいります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1④	所管課名	児童家庭課、医務国保課
<要請内容>			
④ 義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。 妊産婦健診の補助金を拡充してください			
<回答要旨>			
現在、国の制度においては、就学前まで医療費は2割負担となっておりますが、少子化対策を推進していく観点からも無料化制度は重要と考えていますので、機会あるごとに国には制度の創設を要望しております。			
子ども医療費助成を始めとする地方単独福祉医療費の実施は、子どもの健康確保と福祉向上に大きな役割を担っておりますので、当該制度の実施に伴う国庫負担金の減額制度の廃止については、県としても、全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等を通じて、毎年、国に要望しております。			
また、妊婦健康診査につきましては、今年1月から、従来の5回分から14回分に市町村への財源措置が拡充されたところでありますが、本制度については、平成22年度末までの時限的措置であることから、国に対しては、23年度以降も市町村への補助を継続するよう要望をしているところです。			

別 紙

要請番号	【3】1⑤	所管課名	総務部税務課
<要請内容>			
⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。			
<回答要旨>			
社会保障をはじめ、教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革に取り組むよう、全国知事会を通じて、国に要望しているところである。			
民主党新政権においては、消費税は現行の税率5%を維持する方針とのことであり、今後の状況を見守っていきたいと考えている。			

別 紙

要請番号	【3】1⑥	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
⑥ 社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。			
<回答要旨>			
国の平成22年度予算編成において、社会保障費2200億円の削減が行われるとは聞いておりません。			
<p>医師の養成数の増加については全国知事会を通じて国に要望した結果、大学医学部の定員が平成19年度の7,625名から平成21年度には過去最大の8,486名まで増員されました。</p> <p>さらに、平成22年度には「経済財政改革の基本方針2009」を踏まえて最大370名程度のさらなる定員増が実施される見込みであります。</p> <p>今後も国レベルで取り組むべき課題について、引き続き要望してまいります。</p> <p>看護師については、国は、民間の看護師等学校養成所運営費に対する補助、看護職員の離職防止・再就業支援のための病院内保育所運営費に対する補助など、様々な看護職員の確保対策を実施しています。</p> <p>本県では、中部圏知事会議をとおして、「潜在看護職員に対する臨床実習研修等への財政措置」や「臨床実践能力が修得できる卒後研修制度の確立」を国に対し提言しています。</p>			

別 紙

要請番号	【3】1⑦	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
⑦ 障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。			
<回答要旨>			
<p>民主党は平成21年8月30日に実施した衆議院選挙に先駆けて、マニフェストを発表いたしました。それによれば、障害者自立支援法に関して「自立支援法を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す。」こととしております。</p> <p>具体的には「障害者自立支援法を廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。」としていますが詳細な記述はありません。</p> <p>新たな制度を制定するに当たっては、障害者自立支援法施行移行3年経過しており、サービス利用など定着しつつあるものもあります。こうしたことから、県としては、法の基本理念を生かして、今までの制度の良い点は残し、問題点や課題の解消が図られたものになることを期待しております。</p> <p>また、現自立支援法を廃止し、新制度を制定するにあたっては、利用者、事業者そして県、市町村において混乱が生じないよう、しっかりとした議論を踏まえてもらいたいと考えています。</p> <p>県としましては、国の動向を注視するとともに、より良い制度になるよう必要に応じて、国へ要望してまいりたいと考えております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 ⑧	所管課名	高齢福祉課、障害福祉課
<要請内容>			
⑧ 介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されている者に対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。			
<回答要旨>			
<p>介護保険は、障害の有無等に着目するのではなく、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護（要支援）状態になられた方に対して、日常生活を営むために必要な保健医療サービスや福祉サービスを提供するものです。</p> <p>このため、要介護（要支援）状態となられる可能性が高い65歳以上の方につきましては、要介護（要支援）状態となられた原因にかかわらず、介護保険が適用されることとされております。</p> <p>また、40歳以上65歳未満の方につきましては、本来は高齢者に発生する疾病が65歳未満で発生する場合を想定し、心身の病的な加齢現象との医学的関係があると認められる16の疾病（特定疾病）が原因で要介護（要支援）状態となられた場合に介護保険が適用されることとされているものですので、ご理解をお願いします。</p>			

なお、障害者自立支援法では、介護保険サービスの対象となる方につきまして、障害福祉サービスと同じサービスとなる居宅介護等については、介護保険が優先することとなっておりますが、介護保険にはないサービスや利用量が不足する場合などにおきましては、障害福祉サービスの利用もできることとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

新しい政権では、障害者自立支援法を廃止し、新たな法律が制定する動きもありますので、その折には利用者や自治体等の意見を反映した制度になるよう要望したいと考えております。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】2①②③	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
2. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書			
<p>① 低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。</p> <p>② 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。</p> <p>③ 後期高齢者の意志が十分反映できる制度保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。</p>			
<回答要旨>			
後期高齢者医療制度については廃止の動きがあり、新たな医療制度の仕組みについて検討が進められていくこととなりますので、その動向を注視してまいります。			